

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年9月 第2回訂正分)

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等
等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年9月26日に関東財務局
長に提出し、2025年9月27日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年9月4日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年9月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集50,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,278,700株（引受人の買取引受による売出し1,975,000株・オーバーアロットメントによる売出し303,700株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年9月26日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し303,700株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2025年9月26日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定された引受価額（1,913.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（2,080円）で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売却価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「50,875,000」を「47,840,000」に訂正。

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「50,875,000」を「47,840,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,080」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1」を「1,913.60」に訂正。

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3」を「956.80」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4」を「1株につき2,080」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
公募増資等の価格の決定にあたりましては、1,990円以上2,080円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数50,000株、引受人の買取引受による売出し株式数1,975,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限303,700株（以下総称して「公開株式数」という。）を目的に需要の申告を受け付けました。
当該需要申告においては、
①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多岐にわたっていたこと。
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価および上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,080円と決定いたしました。
なお、引受価額は1株につき1,913.60円と決定いたしました。
2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額（1,691.50円）と発行価格等決定日に決定した発行価格（2,080円）及び引受価額（1,913.60円）とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 2025年9月4日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年9月26日に資本組入額（資本金に組入れる額）を 1株につき956.80円に決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき1,913.60円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針です。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2025年10月3日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき1,913.60円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき166.40円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 上記引受人と2025年9月26日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「101,750,000」を「95,680,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「97,750,000」を「91,680,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、2025年9月18日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額91,680千円については、「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額578,160千円と合わせた手取概算額合計669,840千円を、以下の使途に充当する予定であります。

当社が属する人材紹介業界においては、キャリアアドバイザーの数の増加が売上拡大に直結することから、継続的かつ多くの優秀な人材の確保が重要であると捉えております。そのため、調達した資金については、今後のキャリアアドバイザー等の新規採用費及び当該採用により増加を見込む人件費に充当する方針であります。

具体的には、キャリアアドバイザー等の採用費及び人件費として669,840千円（2025年12月期：16,637千円、2026年12月期：289,557千円、2027年12月期：363,646千円）を充当する予定であり、採用に要した人材紹介会社への紹介手数料や当該採用により増加するキャリアアドバイザーの人件費に充当する方針であります。

新規採用したキャリアアドバイザーが安定して収益獲得に寄与するまで一定の期間を要しますが、優秀な人材の増加は売上拡張に直結すると考えております。

なお、上記手取金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

発行価格等決定日（2025年9月26日）に決定された引受価額（1,913.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格2,080円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「4,019,125,000」を「4,108,000,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「4,019,125,000」を「4,108,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し303,700株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 4. 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「2,080」に訂正。

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「1,913.60」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき2,080」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「(注) 3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数		
	大和証券株式会社	1,671,800株
	みずほ証券株式会社	202,500株
	楽天証券株式会社	30,300株
	株式会社SBI証券	20,200株
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	20,200株
	岩井コスモ証券株式会社	4,000株
	岡三証券株式会社	4,000株
	東海東京証券株式会社	4,000株
	松井証券株式会社	4,000株
	マネックス証券株式会社	4,000株
	あかつき証券株式会社	2,000株
	極東証券株式会社	2,000株
	東洋証券株式会社	2,000株
	丸三証券株式会社	2,000株
	水戸証券株式会社	2,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき166.40円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「618,029,500」を「631,696,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「618,029,500」を「631,696,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる大和証券株式会社による売出しです。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一です。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「2,080」に訂正。

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき2,080」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格、申込期間及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、2025年9月26日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式です。これに関連して、当社は、2025年9月4日及び2025年9月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式303,700株
募集株式の払込金額	1株につき1,691.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注)
払込期日	2025年11月6日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区新橋四丁目3番1号 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店

(注) 割当価格は、2025年9月26日に1,913.60円で決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2025年10月31日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（303,700株）を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定ですので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。